

令和3年度 燃料電池バス導入促進事業費補助金公募要領

大阪府は、大阪における水素の利活用を促進し、もって府内の産業振興に資するため、予算の定めるところにより、府内に燃料電池バス^{※1}を導入する事業者を支援する燃料電池バス導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付します。

※1…搭載された水素を燃料として用いる燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、日本国内で販売されている乗車定員11人以上のものをいいます。

1 補助対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、燃料電池バスを大阪府内に導入する事業であって、次の（1）から（3）の全てを満たすものです。

- （1）燃料電池バスの初度登録日が、交付決定日から令和4年2月28日の間であること。
- （2）道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が大阪府内にあること。
- （3）燃料電池バスの導入時から5年^{※2}以上、大阪府内において継続的に運行する事業であること。

※2…減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた乗合自動車の耐用年数期間

2 補助対象者

補助対象者は、燃料電池バスの導入について、環境省補助金（令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業））の交付決定を受けた事業者^{※3}であって、次の（1）から（6）に掲げる者です。

- （1）民間企業（リース事業者を含む。）
- （2）地方公共団体
- （3）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- （4）一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- （5）法律により直接設立された法人
- （6）その他知事が認める者

※3…環境省補助金の交付申請を2者以上の事業者が共同で行った場合は、代表者を

代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、環境省補助金の交付を受ける代表事業者を補助対象者とします。

3 応募資格

補助事業の実施主体のうち、社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次のものは応募することができません。

- (1) 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
- (2) 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
- (3) 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

4 条件

- (1) 交付決定の後、補助事業者（及び運行者）の名称、住所、燃料電池バスの運行ルート等を公表します。
- (2) 補助事業の完了には、令和4年2月28日までに燃料電池バスを導入し、令和3年度内に運行を開始していることが必要です。（補助事業実施期間…交付決定日から令和4年3月31日まで）
- (3) 補助事業が完了する年度の終了後3年間、燃料電池バスの利用実績を書面で報告していただきます。
- (4) 燃料電池バスの燃費や車両整備等の運用ノウハウなど実車運行に関する情報を H₂ Osaka ビジョン推進会議に報告するなど、補助金の交付決定後に、水素・燃料電池関連産業振興に向けた府の施策に協力していただきます。
- (5) 本事業における水素の利活用について多くの人に知ってもらえるよう、その取り組みについて積極的な情報発信に努めていただきます。

5 補助率

燃料電池バス車両本体価格（消費税及び地方消費税を除く）から環境省補助金を差引いた額の2分の1。但し、補助上限額は1台当たり26,625千円とします。

<例：燃料電池バス車両本体価格106,500千円／台の場合のイメージ>

環境省補助金 53,250千円／台	大阪府補助金 上限26,625千円／台	事業者負担額 26,625千円／台
----------------------	------------------------	----------------------

6 応募方法

次の提出書類をA4版サイズに調製した上で、令和3年8月20日（金曜日）から令和3年9月20日（月曜日）までの間に、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課新エネルギー産業グループあてに、紙媒体で1部と電子ファイルを保存したCD-RまたはDVD-Rを1枚、郵送でご提出ください（9月20日（月曜日）必着です。持参や電子メール等による提出は受け付けません）。

※必ずお電話で、提出書類を郵送した旨のご連絡をお願いします。

電話番号：06-6210-9486（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後6時まで）

【提出書類】

① 補助金交付申請書（燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）様式第1号）

② 添付書類

環境省補助金を2者以上の事業者が共同で申請している場合、次のイからキは、共同事業者のものも含めてご提出ください。

ア 事業計画書（要綱様式第1-2号）

イ 要件確認申立書（要綱様式第1-3号）

ウ 暴力団等審査情報（要綱様式第1-4号）

エ 環境省補助金の交付申請書及びその添付書類一式<写し>

環境省補助金の交付決定通知書<写し>

※応募時に環境省補助金の交付決定前である場合は、決定後速やかに本府あて提出すること。

オ 法人の場合は法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）、個人の場合は印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）<原本>

カ 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの）<原本>

キ 大阪府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書（発行日から3か月以内のもの）<原本>

公募要領や要綱、補助金交付申請書等の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/fcbus/index.html>

【提出先】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 新エネルギー産業グループ

TEL 06-6210-9486

7 選定

- (1)要件を満たす応募事業者の補助金交付申請額の総額が、大阪府の予算額を超える場合は、事業計画書（要綱様式第1－2号）の「運行距離」の数値（「運行距離」の数値が同じである場合は「運行時間」の数値）が大きいものを優先し、補助対象事業者を選定します。
- (2)次に該当する場合は、選定の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

8 留意事項

- (1)要綱及びこの公募要領をよくご覧のうえ手続きを行ってください。
- (2)提出書類の確認・審査のため、必要に応じ、追加資料の提出や面談を依頼することがあります。
- (3)補助事業の着手前に交付申請書を提出してください。着手後の交付申請は認められません。
- (4)本補助金の交付決定の通知を受ける前に補助事業に着手する場合は、事前着手届出書（要綱様式第2号）を提出してください。
- (5)本補助金は、補助事業完了後の精算払いとします。
- (6)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。

9 問合せ先

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 新エネルギー産業グループ

電話番号：06-6210-9486

メールアドレス：shinenesangyo@sbox.pref.osaka.lg.jp

補助申請等の流れ（概要）

